



平成28年1月6日

各 位

会社名 株式会社エンプラス
代表者名 代表取締役兼社長執行役員 横田 大輔
(コード番号 6961 東証第一部)
問合せ先 取締役兼専務執行役員経営企画管理本部長
酒井 崇
(TEL. 03-6268-0259)

エンプラスディスプレイデバイスのLED拡散レンズに関する特許係争について

2013年10月、当社子会社株式会社エンプラス ディ스플레이 デバイス (以下「EDD」)、当社米国子会社 Enplas (U.S.A.), Inc. (以下「EUSA」) 及び Enplas Tech Solutions, Inc. (以下「ETS」) は、Seoul Semiconductor Co. Ltd. (以下「SSC」) より、SSC の2件の米国特許(米国特許第 6,473,554 号及び第 6,007,209 号 (以下纏めて「本件特許」)) に関する特許侵害を主張した警告状を受領しました。これを受けて、EDD、EUSA、ETS の3社は、米国連邦地方裁判所カリフォルニア州北部地区において、同社らの Light Enhancer Cap™ レンズ製品が本件特許を直接的にも間接的にも侵害しないこと及び本件特許が無効であることを確認する訴訟 (以下「本件訴訟」。事件番号 3:13-cv-05038-NC) を提起しております。

2015年10月、EDD、EUSA、ETS の3社は、特許非侵害及び特許無効の略式判決を求めて申立てを行いました。

これに対して、SSC は、この略式判決の申立てに対する判決を回避するために、EUSA 及び ETS に対して不提訴誓約書 (本件特許に基づく侵害訴訟を提起しない無条件の誓約書) を交付したため、2015年12月3日、米国連邦地裁は、この誓約を理由として、SSC の EUSA 及び ETS に対する全ての訴えを再訴禁止付で棄却しました。これにより EUSA 及び ETS に対する SSC の特許侵害の主張は一掃されました (事件番号 3:13-cv-05038-NC、資料番号 244)。

EDD については、2015年12月3日、米国連邦地裁は、特定の製品に対する侵害が存在せず及びその他の製品の全てに関する直接侵害及び寄与侵害が存在しないという略式判決を求める EDD の申立てを認容しました (事件番号 3:13-cv-05038-NC、資料番号 244)。加えて、SSC は、EDD に対しても直接侵害及び寄与侵害に関する無条件の不提訴誓約書を交付しております。よって、EDD が SSC の本件特許に直接侵害及び寄与侵害していなかったこと及び現在もそのような侵害をしていないことが判決によって認容されており、かつ、SSC は不提訴誓約書によって将来においても本件特許に基づいて EDD の Light Enhancer Cap™ レンズ製品に対し直接侵害及び寄与侵害の訴訟を提起することができません。

なお、米国において特許無効審判 (IPR) を請求されておりました当社米国特許3件のうち1件につきましては、現在審決取消訴訟を提起中であります。また他の2件につきましては、一部の請求項について無効との決定がなされたものの、当社として重要と考えている請求項につきましては、有効な権利として維持されてお



ります。更に、日本における特許無効審判については、全面的に当社特許を有効とする審決が出されております。当社は、前記 **Light Enhancer Cap™** レンズが他社の特許を侵害するものではないと確信しております。また、当社は、米国及び日本、中国、台湾、韓国を含むアジア諸国において拡散レンズ製品に関する多数の特許を保有しておりますので、それらの製品を模倣し当社の許諾なしに製造販売する会社に対し積極的に権利行使して行くつもりです。

以 上